

第 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関
する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一
部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「事務職員(」の次に「これらの職員のうち、
法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第15条の9の見出し中「臨時職員又は非常勤職員」を「臨時的任用職員」に改め、
同条中「臨時職員又は非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条
の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条
第1項第2号又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例
第50号)第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員」に改める。

(熊本県職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員の分限に関する条例(昭和26年熊本県条例第44号)の一部を次の
ように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用に
ついては、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規
定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(熊本県職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の懲戒に関する条例(昭和26年熊本県条例第45号)の一部を次の
ように改正する。

第4条中「、給料に」を「給料に」に改め、「加算した額」の次に「、法第22条の
2第1項第1号に掲げる職員にあっては熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例
(令和元年熊本県条例第 号)第3条第1項に規定する報酬の額(同条例第2条第2項
に規定する手当に相当する額を除く。)」を加える。

(熊本県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)の一部を次
のように改正する。

第1条中「市町村立学校職員（）」の次に「これらの職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第28条の3を削る。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第5条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（熊本県警察職員定数条例の一部改正）

第6条 熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員又は非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員」に改める。

第4条第1項第4号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（熊本県警察職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第7条 熊本県警察職員の懲戒に関する条例（昭和29年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第 号）第3条第1項に規定する報酬の額（同条例第2条第2項に規定する手当に相当する額を除く。）」を加える。

（熊本県職員定数条例の一部改正）

第8条 熊本県職員定数条例（昭和30年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員又は非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員」に改める。

（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第9条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、「昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法」を加える。

「選挙立会人

別表第2中

| |
|---------|
| 精神保健指定医 |
| 母子相談員 |
| 婦人相談員 |

 を「選挙立会人」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員(第15条において「臨時的任用職員」という。)」に、「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第14条第2項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

第15条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、「非常勤職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第15条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第 号)の適用を受ける者の例による。

2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「もの」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第19条の2 企業職員の職員以外のもののうち地方公務員法第22条の2第1項に規

定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第 号）の適用を受ける者の例による。

- 2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第13条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の2の2第3号及び第2条の2の3において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期

の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日（当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月に到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の2の3の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第28条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をして

いる」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第29条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第30条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の取扱いについては、人事委員会規則で定める。

（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第14条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員」を「地方公務員法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号若しくは熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員」に、「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任

用職員」に改める。

(公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 5 条 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例 (平成 1 3 年熊本県条例第 5 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号及び第 1 1 条第 3 号中「第 2 2 条第 1 項」を「第 2 2 条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 6 条 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 1 7 年熊本県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、職員 (」の次に「地方公務員法第 2 2 条の 3 第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 1 1 0 号) 第 6 条第 1 項第 2 号又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例 (平成 2 6 年熊本県条例第 5 0 号) 第 9 条第 1 項第 2 号の規定により」を、「占める職員」の次に「及び同法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 7 条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成 2 0 年熊本県条例第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「もの」の次に「 (地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。) 」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 7 条の 2 病院局職員で職員以外のもののうち地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例 (令和元年熊本県条例第 号) の適用を受ける者の例による。

2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (特に勤務しないことが認められた日を含む。) が 1 8 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 及び地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号)

の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。